

富山地方裁判所委員会（第16回）議事概要

1 開催日時

平成23年5月16日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

【委員】

青柳良明，貴志雅樹，栗本正貴，小室 修，柴田秀樹，田邊浩典，西川育
恵，山本公子

【ゲストスピーカー】

木村修日本司法支援センター富山地方事務所事務局長

【事務担当者】

青木民事首席書記官，山田刑事首席書記官，永井事務局長，判治家裁総務
課長，川崎総務課課長補佐，尾間庶務係長

4 進行次第

- (1) 委員長あいさつ
- (2) ゲストスピーカーの紹介
- (3) 議事

ア 「法テラスについて」

(ア) 法テラスの目的と業務，組織について

(イ) 法テラスと裁判所との連携について

イ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

5 次回テーマ

「消費者トラブルに関する解決手段について」

6 次回期日

平成23年11月10日(木)午後2時

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(委員, ゲストスピーカー)

法テラスの目的と業務, 組織について

相談に応じる関係機関が多数あるという状況のもとで, まず法テラスに行けば, 適切な相談機関が分かるということは非常にありがたい。弁護士や司法書士に相談すると費用がかなり高いと思うので, そうした点からも法テラスはありがたい。

資力要件に該当する場合, 同一人からは同一の案件で3回まで, 無料法律相談を受けることが可能である。法テラスでは電話での相談が多い。相談者からは名前を聞くことはしていない。一日の相談件数は, 面談と電話を入れて約15件である。

多重債務を抱えている人に法テラスを紹介して, 喜ばれたことがある。

もっと, 国民に法テラスの存在をアピールして欲しいと思う。

法テラスでは, テレビCMや時刻表への広告掲載などの広報活動を行ってきたが, 国の予算状況が厳しいことから, 縮減の傾向にあり, 昨年からは, 相談機関を対象とした出前講座の実施など, 予算をかけずに認知度がアップする方法にも努めている。

多くの人に法テラスを理解してもらうためにも, 出前講座は大事だと思う。

出前講座は, 相談を受け付けている関係機関に, 法テラスの存在や業務内容を理解してもらうことを目的として実施している。なお, 現在, 法教育の一環として, 中高生を対象として出前講座を実施することを検討中である。

法律扶助制度を利用して裁判をしたが, 敗訴してしまったようなケースの場合, 弁護士の費用の立替金はどうなるのか。

敗訴になった場合でも, 最初に締結した契約に従って, 立て替えた弁護士費用を支払っていただくことになる。ただ, 現実には, 仕事を失ったり, 給

与が大幅にカットされたという方もいるので、そうした方には、申立てにより、償還金の減額や支払猶予など個別に対応している。生活保護を受けている等の場合は、審査の上、支払を免除することがあるが、法テラスとしては、償還していただいた費用を、今後の法律扶助制度の運営に当てているので、少しでも償還して欲しいと考えている。

法テラスは、司法サービスの充実につながるものであると思う。

相談の際、名前を言わなくていいのはいい制度だと思うが、相談者の不満のはけ口になる恐れはないか。

法律扶助制度を利用した方から、裁判に負けたなどと、いろいろ不満を言われることがある。ただ、法テラスは相談者を断ることはできない。

法テラスが不満のはけ口にされるのは困る。法テラスの制度を正しく理解してもらうように努めることが大事である。

法テラスと関係機関との連携について

県弁護士会は、法テラス富山との間で、年2回協議会を開催するなど、連携、協力関係を築いている。新しい被疑者国選弁護制度では、法テラスが入ることによって、速やかに弁護人が選任され、人権擁護に繋がっている。

法テラスでは、事件の内容に応じて、専門の弁護士を紹介しているのか。

被害者支援業務では、専門の弁護士を紹介しているが、それ以外の事案については、特定の弁護士を紹介することはしていない。

法テラスと裁判所との関係について

法テラスに比べ、裁判所はハードルが高いイメージがあるので、もう少し、ハードルを低くするようにはどうか。

裁判所は、中立の立場で証拠に基づいて判断する機関であり、手続の教示を超えて紛争解決のためのアドバイスを求める法律相談はできない。

相談者がたらい回しにされることがあってはならない。他の機関を紹介する仕方については、工夫の余地があると考え。その意味では、法テラスと

裁判所がより連携を深めるべきであると思う。